

電話による 人権相談窓口



人権問題に関する相談(全般)

- **みんなの人権110番(法務局)**
0570-003-110
- **大阪法務局富田林支局(人権擁護委員)**
0721-23-2432
- **(一財)大阪府人権協会**
06-6581-8634
- **千早赤阪村役場 健康福祉部住民課**
(千早赤阪村人権協会事務局)
0721-72-0081(代表)

子どもの人権に関する相談

- **子どもの人権110番(法務局)**
0120-007-110(全般)
- **富田林子子ども家庭センター**
0721-25-2263(虐待通告専用)
- **大阪府子ども家庭センター**
072-295-8737(夜間・休日虐待通告専用)
- **子どもの悩み相談フリーダイヤル(子ども専用)**
0120-7285-25(24時間)
- **すこやかホットライン**
06-6607-7361(子ども専用)

インターネット上の人権侵害に関する相談

- **大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談**
(ネットハーモニー)
06-6760-4013
(月~土16時~22時、第2日曜13時~18時)

女性の人権に関する相談

- **女性の人権ホットライン(法務局)**
0570-070-810(全般)
- **ドーンセンター(府立男女共同参画・青少年センター)**
06-6937-7800(全般)
- **大阪府女性相談センター**
06-6949-6022(全般)
06-6946-7890(夜間・祝日DV電話相談)
- **富田林子子ども家庭センター**
0721-25-2065(DV)
- **富田林警察署生活安全課**
0721-25-1234(DV)
- **大阪府労働相談センター**
06-6946-2601(セクハラ)
- **ストーカー110番(大阪府警察)**
06-6937-2110(ストーカー)(24時間)
- **性犯罪被害110番(大阪府警察)**
0120-548-110(性犯罪被害)(24時間)

外国人の人権に関する相談

- **大阪府外国人情報コーナー**
06-6941-2297(相談・生活情報)
- **外国人のための人権相談所**
0570-090-911

その他の人権に関する相談

- **大阪自殺防止センター**
06-6260-4343
- **大阪府こころの健康総合センター**
06-6607-8814
- **大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)**
06-6966-1313
- **ハンセン病回復者支援センター**
06-7506-9424
- **大阪被害者支援アドボカシーセンター**
06-6774-6365



すべての子どもは未来と世界へ
羽ばたく可能性に満ちたかけがえのない存在です
そんな子どもたち一人ひとりが自分らしく豊かに
成長していくためになくてはならない大切なもの



千早赤阪村人権啓発パンフレット

(法務省委託事業)

発行 | 千早赤阪村 / 千早赤阪村人権協会
住所 | 〒585-8501
大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
電話 | 0721-72-0081(代表)
FAX | 0721-72-1880

大切にしよう！ 「こどもの権利」

現在、こどもたちには、いじめや不登校・ヤングケアラー問題など、様々なことが起こっています。また、児童虐待、こどもの誘拐や暴力事件など、「こどもが危ない!」と感じるような出来事も発生しています。

このような状況の中で、こどもとどう接していけばいいのだろうと悩んでいる方も多いのではないのでしょうか。

こどもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であるとともに、おとなへと成長していく中で、適切な配慮や支援を必要としています。

こどもの持つさまざまな権利を知り、今一度、私たちが、日頃どのようにこどもに接しているかを振り返りながら、「こども」と「人権」について考えてみませんか。

※ここでは、18歳未満を「こども」としています。

◎「子どもの権利条約」では、おとながどのようにこどもを支援すべきか、こどもの成長にとって何が大切なのか、などが書かれており、こどもとのかかわり方のヒントを見つけることができます。

「子どもの権利条約」

大きくわけて4つの権利を
まもるように定められました

生きる権利

- 住む場所や食べ物がある
- 医療を受けられる
- 命が守られる



守られる権利

- 虐待を受けない
- 労働を強要されない
- 幸せを奪われない



育つ権利

- 教育を受けられる
- 持っている能力を伸ばす



参加する権利

- 自分の意見を自由に言える
- 団体活動や集会を開ける



◎お互いの権利を尊重することが大切です

こどもの権利は、こどもが思うままになにをしてもよいと認めるものではありません。一人ひとりがお互いの権利を大切に、権利がぶつかり合ったときは、お互いの気持ちや考えを尊重しながら「調整」する、そうした経験を通じたこどもの成長が大切です。

◎大人の役割は…こどもの視点に立って考え、必要な支援をすること

こどもの思いを受け止め、こどもにとって何が最も良いことか考え、成長に応じた支援をすること。チャレンジを応援し、虐待や体罰をなくすこと。



もしも、困ったことがあったら…

みなさんの身の回りで、こどもの権利のことで困ったことがあったら、一人で悩まずに必ず相談しましょう。身近な相談員の「人権擁護委員」は、みなさんの権利を守るため、相談にのってくれます。どんな小さなことでも、気軽に相談してください。